

静岡県公安委員会規則第5号

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審理官)</p> <p>第3条 審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐するため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者として審理官を置き、<u>静岡県警察の監察に関する事務を所掌する所属の次席</u>をもって充てる。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(審理官)</p> <p>第3条 審査庁（法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。）が行う審理に関する事務を補佐するため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者として審理官を置き、<u>静岡県警察本部総務部総務課の警視の階級にある警察官</u>をもって充てる。</p> <p>2～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年3月29日から施行する。